

委託業務基本仕様書

1. 業務名

四国中央市こども計画策定に係るニーズ調査等業務

2. 委託業務の目的

こども基本法に規定される市町村こども計画及び、子ども・子育て支援法に基づく第三期四国中央市子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして、令和7年度から令和11年度を計画期間とする四国中央市こども計画を策定するにあたり、子どもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスに関するニーズを把握するための調査を実施し把握するとともに、集計分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

また、本仕様書（案）は委託候補者特定後、候補者の企画提案内容に応じて内容を変更する。

3. 委託業務の内容

ア ニーズ調査のための打ち合わせ、スケジュール作成及び進捗管理

イ 調査方針の設定

国のこども大綱基本指針に基づく調査内容及び調査結果の分析に関する方針の設定

ウ 調査票の作成

国のこども大綱や愛媛県の計画の進捗等の動向を踏まえ、本市にあった調査票の作成

①調査対象及び件数

対象	件数
就学前児童保護者	1,500 程度
小学生保護者	500 程度
中学生保護者	500 程度
小学5年生、中学2年生	1,000 程度
市民（16歳～39歳）	1,000 程度

②調査項目・設問の検討、設計、提案

こども大綱が提示する内容が計画に反映されるよう、調査項目、設問内容及び設問数について、甲乙協議、検討のうえ、設計及び提案を行う。

エ 調査票の印刷、発送準備

確定した調査票等を印刷、封入、封緘する。

なお、宛名シールの作成、発送は、市が行う。

また、小中学生等の配布・回収方法については、市立小・中学校経由または郵送を基本とするがインターネットの活用等、より効率的な方法がある場合には、協議の上、他の方法も可とする。

オ 実施

調査準備、宛名シール貼り、調査票の封入・封緘、調査票の発送・回収の支援

- カ 集計・分析
各設問の単純集計、地域別・属性別集計、時系列調査項目の集計、設問間のクロス集計・要因分析等
- キ 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析
国または県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の検討
- ク 現状の分析と課題の整理
調査結果及び現行の計画等の取組への評価等を整理して、こども施策に関わる現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出・整理すること。
- ケ ニーズ調査の実施時期 令和6年4月頃（予定）
- コ 会議等の運営支援
子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議の運営支援を行う。なお、当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに討議結果をその後の作業に反映させること。
- サ その他ニーズ調査に必要な事項に係る支援
- シ こども等の意見の反映に係る措置の提案
- ス ニーズ調査にかかる費用負担及び役割分担

項目	四国中央市	事業者
調査票の印刷		○
発送用・返信用封筒の印刷		○
宛名シール作成	○	
宛名シール貼り		○
調査票の封入・封緘		○
発送、返送にかかる郵送料	○	
調査票の回収	○	
データ入力		○
データ分析等		○

※○印は、費用を負担する主体を表す。

- セ ニーズ調査結果報告書の作成

4. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、子ども基本法「地方自治法」（昭和22年法第67号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等関係法令並びに四国中央市の条例、規則等を遵守しなければならない。

5. 秘密の保持及び中立性

受注者は、本業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

6. 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にした上で発注者に提出することとする。

7. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要となる関係資料等については、必要に応じて発注者より受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了とともにこれを速やかに返納するものとする。

8. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 主任技術者届
- (4) 業務完了届
- (5) その他、発注者が指示するもの

9. 主任技術者（担当技術者）

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

10. 再委託

本業務の実施にあたり、他の業者に再委託することを原則として禁止する。よって、受注者は、受託業務の全部及び大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。なお、受託業務の一部について再委託が必要な場合は、四国中央市と協議のうえ、事前に書面により四国中央市の承諾を得ること。

11. 成果品

(1) 成果品の内容

- (ア) 四国中央市こども計画ニーズ調査報告書 5部
- (イ) 四国中央市こども計画ニーズ調査報告書概要版 5部
- (ウ) 報告書等はA4版とし、MS-Word及びMS-Excelで作成すること。
- (エ) ニーズ調査に係る関係資料、(ア)及び(イ)に関する電子データ一式を再編集可能なファイル形式で、印刷用のPDFデータとともにCD-R等の電子媒体で提出すること。

(2) 成果品の提出

受注者は、業務が完了した時は速やかに前項の成果品及び完了届を市に提出し、検査を受けなければならない。提出した成果品に不備等があった場合は、市の指示に従い、速やかに訂正し再提出しなければならない。

(3) 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、四国中央市に帰属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、四国中央市の承諾を必要とする。

12. その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、四国中央市と受注者が双方協議の上これを定め、業務を遂行しなければならない。